

「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し」に関する
意見募集結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成25年7月16日（火）から平成25年8月15日（木）まで
 (2) 周知方法 都市計画ニュースの発行（7月15日号市民しんぶん挟み込み及び
都市計画課窓口での配架），ホームページへの掲載
 (3) 意見数 51通，55件

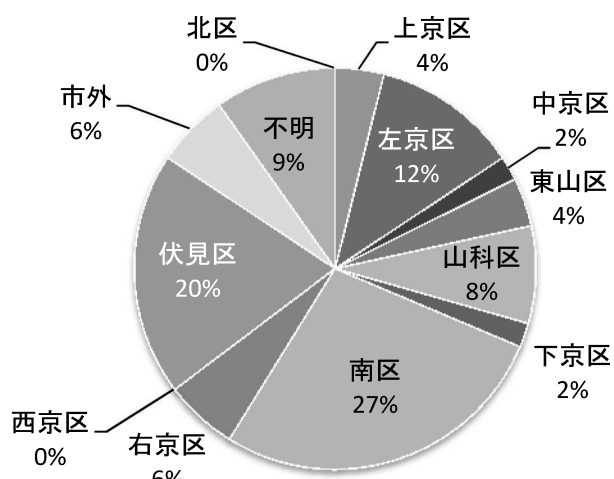
2 御意見の内訳

分類	件数	ページ No
【1 都市計画の変更原案に関する御意見】		
1－1 都市計画公園・緑地の変更原案について	30	3
1－2 土地区画整理事業の変更原案について	13	5
1－3 見直し全般について	11	6
【2 その他に関する御意見】	1	6
合 計	55	

3 御意見をお寄せいただいた方の属性

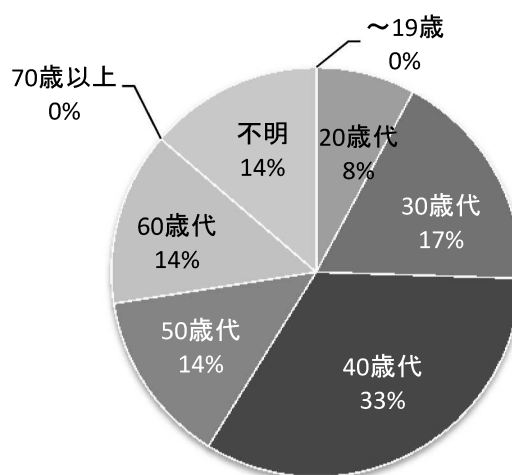
(1) 居住地別

居住地	通数	割合(%)
北区	0	0
上京区	2	4
左京区	6	12
中京区	1	2
東山区	2	4
山科区	4	8
下京区	1	2
南区	14	27
右京区	3	6
西京区	0	0
伏見区	10	20
市外	3	6
不明	5	9
合計	51	100



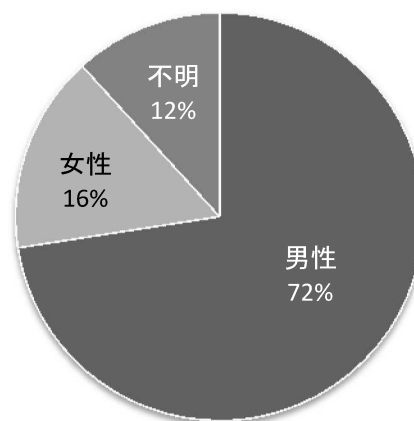
(2) 年齢別

年齢	通数	割合(%)
～19歳	0	0
20歳代	4	8
30歳代	9	17
40歳代	17	33
50歳代	7	14
60歳代	7	14
70歳以上	0	0
不明	7	14
合計	51	100



(3) 性別

性別	通数	割合(%)
男性	37	72
女性	8	16
不明	6	12
合計	51	100



4 市民の皆様の主な御意見及び御意見に対する本市の考え方

【1 都市計画の変更原案に関する御意見】

1-1 都市計画公園・緑地の変更原案について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
全般に関する御意見			
1	東京、大阪と比べて京都は公園や広場が少ない。財政難ではあるが、市民の憩いの場を減らすことは違う話で、もっと公園や緑が必要である。	1	御意見のとおり、京都市における公園面積については、現状では十分な面積が確保できているとはいえません。引き続き、京都市緑の基本計画に基づき、計画的かつ効率的な公園等の整備に努めるとともに、多様な緑の確保に努めてまいります。なお、今回の都市計画公園・緑地の変更原案は、公園予定地を対象としており、既に開園している公園を廃止するものではありません。
2	公園の廃止は市民意見を反映したものか。また、市民代表は議論に参加したのか。	1	今回の都市計画公園・緑地の変更原案の作成に当たりましては、見直し指針及び見直し素案について、それぞれ市民意見募集を実施し、市民の皆様から頂きました御意見も踏まえ検討を進めてまいりました。また、見直しを進めるため設置した検討委員会には市民委員にも参画していただきました。
No. 6 塔ノ森公園		変更原案 存続（変更なし）	
3	現在の塔ノ森グラウンドは、地元の子供がのびのびと野球ができる活動の場となっており、また、大会等を通じて他府県の子供達との交流の場にもなっている。市内には球技ができるグラウンドが少なく、貴重な場所である。事業の実施を遅らせる、又は、事業の計画を変更する等して、現在のグラウンドで長く子供達が活動できるようにしてもらいたい。	19	塔ノ森公園につきましては、見直し指針に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含めた「みどり」は一定充足しているものの、地区公園の適正配置の観点からは充足しておりません。また、未着手区域は市有地であり、用地買収が伴わず実現性が高いこと、公園と一体的に整備することとなる都市計画道路は避難路に位置付けられており、防災上の必要性も高いことから、都市計画は存続することとしています。今後の公園整備の際には、現在のグラウンドの利用状況等を踏まえ、整備内容を検討してまいります。
No. 7 淀城跡公園		変更原案 存続（変更なし）	
4	財源を確保し、早期の公園整備を望む。	1	淀城跡公園につきましては、「淀城跡公園再整備基本構想」に基づき、地元のまちづくり協議会等と協調を図りながら、引き続き計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
No. 9 太秦公園		変更原案 区域の一部廃止	
5	右京区には公園が少ない。廃止するにしても次の計画を作り、事業を実施してもらいたい。	1	太秦公園につきましては、見直し指針に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含めた「みどり」は一定充足していること、また、計画区域に住宅が多数立地しており、実現性が低いことから、未着手区域の都市計画は廃止することとしております。引き続き、京都市緑の基本計画に基づき、計画的かつ効率的な公園等の整備に努めるとともに、多様な緑の確保に努めてまいります。
No. 11 西野公園		変更原案 区域の一部廃止	
6	住宅が建っている場所に計画は不要である。	1	見直し指針に基づく評価においては、現状、計画地に住宅が多数立地していることも踏まえ、実現性が低いと評価し、未着手区域の都市計画を廃止しようとするものです。頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
No. 20 生祥児童公園		変更原案	区域の一部廃止
7	都心部には公園が少ないので公園を整備するべき。	1	生祥児童公園につきましては、見直し指針に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含めた「みどり」は一定充足していること、また、計画区域に駐輪場が立地しており、実現性が低いことから、未着手区域の都市計画は廃止することとしております。しかしながら、中心市街地では公園面積が不足している地域もあります。引き続き、京都市緑の基本計画に基づき、計画的かつ効率的な公園等の整備に努めるとともに、多様な緑の確保に努めてまいります。
8	現状でも駐輪スペースが足りないので、駐輪場を公園側に広げてほしい。	1	開園済の公園を駐輪場として整備する予定はありません。不足する駐輪スペースについては、本市による駐輪場の整備や民間事業者が行う駐輪場整備への助成、集客施設への駐輪場設置の義務付け等により、引き続き確保に努めてまいります。
No. 21 五辻児童公園		変更原案	区域の全廃止
9	乾隆学区には公園がないため都市計画は存続していただきたい。京都市の経費節減は理解しているが、嘉楽中学校北側周辺は、老朽建物の取壊し等で空き地が生じる可能性が高いため、現計画の半分の規模でもいいので公園の整備をお願いしたい。	1	五辻児童公園につきましては、見直し指針に基づき評価を行ったところ、公園・緑地の配置等の状況は充足してはおりませんが、代替となる「みどり」は一定充足していること、また、計画区域に嘉楽中学校が立地しており実現性が低いことから、未着手区域の都市計画は廃止することとしております。引き続き、京都市緑の基本計画に基づき、計画的かつ効率的な公園等の整備に努めるとともに、多様な緑の確保に努めてまいります。なお、五辻公園の南側に近接する橘公園について、ワークショップにより公園デザインを決定し、平成25年3月にリニューアルを行うなど、地域の皆様に親しんでいただける公園となるよう整備を行っております。
No. 33 戒光公園		変更原案	存続（変更なし）
10	高速道路も廃止になるのであれば、公園計画も廃止するべき。	1	本公園は、京都高速道路の高架下に計画されたものであり、京都高速道路と密接な関係にあります。京都高速道路については、現在「京都市京都高速道路検証専門委員会」において別途、見直しを進めているところであるため、本見直しでは公園の都市計画を存続することとしております。
No. 34 桂川緑地		変更原案	存続（変更なし）
11	廃止しない案には賛成だが、雑草掃除や清掃活動をしっかりしてもらいたい。	1	頂きました貴重な御意見を踏まえ、今後も適切な維持管理に努めてまいります。
その他			
12	松ヶ崎地域には公園が少ないので整備してほしい。	1	京都市緑の基本計画に基づき、計画的かつ効率的な公園等の整備に努めるとともに、多様な緑の確保に努めてまいります。なお、松ヶ崎芝本町にございます、今回の見直し対象である松賀茂児童公園では、未整備区域の都市計画を存続としております。

1-2 土地区画整理事業の変更原案について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
全般に関する御意見			
13	実現できない計画や何十年も事業が行われていない計画は廃止すればよい。	3	今回の見直しでは、長期にわたり事業に着手していない区域を対象としており、必要性や実現性を検証のうえ都市計画の見直しを行うものです。今後も、社会経済状況の変化や本市のまちづくりの進捗状況等を踏まえ、適切な時期に都市計画の見直しを行ってまいります。
14	事業効果を早く出したいのなら、事業のスピードをもっと上げるべき。	1	頂きました貴重な御意見を踏まえ、効果的な事業の推進に努めてまいります。
15	廃止する土地区画整理事業の区域でミニ開発等が申請された際は、既存官有地の有効な取り込みによる活用等に配慮してもらいたい。	1	貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。
16	土地区画整理施行規程の権利価格の規程条文は、換地計算式に双対する量化価格を権利価格とする条文に改めるべきである。	1	
No. 3 太秦地区土地区画整理事業		変更原案	区域の全廃止
17	住んでいる場所が土地区画整理事業の計画地とは知らなかった。もう少し分かりやすいものとしてほしい。	1	今回の見直しでは、市民意見募集の冊子の町内回覧や都市計画ニュースを全市的に配布する等、丁寧な情報発信に努めてまいりましたが、頂きました貴重な御意見を踏まえ、今後も、より一層の分かりやすい情報発信に努めてまいります。また、都市計画に関する情報については、ホームページでも御覧になれますので御活用ください。
18	小さな区域で集中して取り組むべきではないか。廃止した後、どうするかを計画してもらいたい。	1	貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。なお、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて、行き止まり道路の解消や細街路の拡幅、部分的な土地区画整理事業の活用等、市街地の環境改善に必要な手法の提示を検討してまいります。
No. 4 伏見地区土地区画整理事業		変更原案	区域の全廃止
19	今回の廃止に併せて、実現困難な道路拡幅も廃止すればよかったのではないかな。	1	都市計画道路と土地区画整理事業は別個の都市計画であり、土地区画整理事業を廃止しても区域内の都市計画道路をあわせて廃止するものではありません。都市計画道路については、社会経済状況の変化や本市のまちづくりの進捗状況等を踏まえ、適切な時期に都市計画の見直しを行ってまいります。
No. 5 松ヶ崎地区土地区画整理事業		変更原案	区域の全廃止
20	立派な家々が建ち、緑も豊かで、十分な道幅もある。計画自体ははじめから必要なかったのではないかな。	1	松ヶ崎地区では、土地区画整理事業に先行して進めた道路整備等により、一定良好な市街地が形成されてまいりました。土地区画整理事業の変更原案では、このような市街地の状況も踏まえ、廃止としております。
21	土地区画整理事業の廃止に併せて、北泉通の拡幅と北泉橋の架橋を行う都市計画道路も廃止してもらいたい。多くの住民の立ち退きが必要であり、道路ができると通り抜け道路となる等、住民にはマイナス面が多い。	1	都市計画道路と土地区画整理事業は別個の都市計画であり、土地区画整理事業を廃止しても区域内の都市計画道路をあわせて廃止するものではありません。北泉通（川端通～松ヶ崎東通）は、事業中の路線であり、早期に事業効果が発現できるよう事業に取り組んでまいります。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
No. 6 山科東部地区土地区画整理事業		変更原案	区域の全廃止
22	山科区は幹線道路以外の道路が狭く、防災面でも非常に不安であるため、土地区画整理事業は廃止しても、道路整備や防災対策に今までよりも力を入れて取り組んでもらいたい。	2	土地区画整理事業の変更原案は廃止としておりますが、区域内の都市計画道路をあわせて廃止するものではありません。また、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて、行き止まり道路の解消や細街路の拡幅、部分的な土地区画整理事業の活用等、市街地の環境改善に必要な手法の提示を検討してまいります。

1-3 見直し全般について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
23	必要性のなくなった都市計画は見直しが必要であり、問題を先送りすることなく今後も見直しをしてほしい。	5	平成24年2月に改定した「京都市都市計画マスタープラン」では、見直し時点での必要性や実現性等を十分に検討のうえ、都市計画の見直しを行うこととしております。今後も、社会経済状況の変化等を踏まえ、適切な時期に都市計画の見直しを行ってまいります。
24	必要な事業は集中的に実施してほしいが、無駄な事業は止めて税金の無駄遣いを減らしてほしい。	2	事業中の案件については、必要性等を評価のうえ事業化しておりますので、今回の見直しの対象にしておりますが、今後、事業の進捗や効果等を踏まえ、必要に応じて都市計画の見直しを検討してまいります。
25	現在事業中の箇所でも見直しが必要ではないか。	1	
26	今回の見直しの結果、どれくらいの費用が削減されるのか。	1	事業に着手する際は、具体的な整備計画を策定して事業費を算定しますが、今回廃止する都市計画については事業に着手していないため、事業費の算定はしておらず、提示することはできません。
27	今後は、土地利用、地区計画の見直しや、法定都市計画以外のまちづくり、防災等の多様な動きを先導するような仕事を期待する。	1	貴重なご意見として、今後の都市計画行政推進の参考にさせていただきます。
28	この前も同じような回覧を見たが何が違うのか分からない。	1	本年2月に実施した市民意見募集は「見直し素案」について行ったものです。今回は、都市計画の変更手続きにおける「変更原案」について、市民の皆様から御意見を募集したものです。

【2 その他に関する御意見】

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
29	道路の計画も廃止してほしい。立ち退きの時期が分からないまま住み続けるのは不安である。	1	都市計画道路については、平成14年及び平成23年に全市的な見直しを行っており、存続した道路は事業効果等を踏まえ、事業の着手に努めているところです。また、今後も、社会経済状況の変化や本市のまちづくりの進捗状況等を踏まえ、適切な時期に都市計画の見直しを行ってまいります。